

平成30年度静岡障害者技能競技大会実施要綱

1 目的

障害のある者の職業能力の開発を促進し、技能労働者として社会に参加する自信と誇りを高めるとともに、広く障害のある者に対する社会の理解と認識を高め、その雇用の促進を図ることを目的とする。

2 主催

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 静岡支部
静岡県

3 後援

静岡労働局、静岡市、一般社団法人静岡県経営者協会、
一般社団法人静岡県商工会議所連合会、静岡県中小企業団体中央会、
静岡県商工会連合会、社会福祉法人静岡県身体障害者福祉会、
公益社団法人静岡県視覚障害者協会、公益社団法人静岡県聴覚障害者協会、
静岡県知的障害者福祉協会、静岡県手をつなぐ育成会、
NPO法人静岡県作業所連合会・わ、一般社団法人静岡県社会就労センター協議会、
NPO法人静岡県補助犬支援センター、静岡新聞社・静岡放送、NHK静岡放送局、
中日新聞東海本社、静岡第一テレビ、静岡朝日テレビ、テレビ静岡

4 日程及び会場

(1) 日程

平成30年7月7日(土)

(2) 会場

- ① 静岡市清水文化会館マリナート(静岡市清水区島崎町214)
- ② 静岡市東部勤労者福祉センター清水テルサ(静岡市清水区島崎町223)

5 競技種目、定員及び参加対象障害者

競技種目	定員	参加対象障害者
ワードプロセッサ	10名	身体障害者・知的障害者・精神障害者
データベース	10名	
ホームページ	5名	
オフィスアシスタント	20名	
ビルクリーニング	24名	
喫茶サービス	16名	
表計算	5名	
販売実務*	10名	
パソコンデータ入力	10名	知的障害者
縫製	7名	
木工A	10名	
木工B*	10名	
パソコン操作	5名	身体障害者(視覚障害者に限る)

*印の販売実務及び木工Bについては、全国大会の競技種目ではありません。

6 参加資格

次の全てに該当する者

(1) 対象障害者の種類

- ① 障害者の雇用の促進等に関する法律第2条第2号及び第3号に規定する身体障害者
 - ② 障害者の雇用の促進等に関する法律第2条第4号及び第5号に規定する知的障害者
 - ③ 障害者の雇用の促進等に関する法律第2条第6号に規定する精神障害者
- (2) 平成30年4月1日現在で15歳以上の方、かつ、県内在住者又は県内事業所に勤務する方若しくは県内の学校に通学する方
- (3) 競技に十分耐えられ、かつ、身体等に支障をきたさない健康状態にある方
- (4) 参加を希望する種目において、全国障害者技能競技大会で金賞を受賞したことがない方
- (5) 第8回及び第9回国際アビリンピックで金賞、銀賞又は銅賞を受賞したことがない方
- (6) 第35回から第37回までの全国障害者技能競技大会において、参加を希望する種目に3大会連続して参加した方でない方

7 申込手続

(1) 申込方法

- ① 静岡障害者技能競技大会参加申込書(別に定める)により申込む。
- ② 原則として、企業、学校等(以下「企業等」という。)において申込者の取りまとめを行うものとする。
- ③ 企業等での取りまとめの際には、競技種目別に参加順位を付すものとする。
- ④ 各競技種目における、1企業等の申込人数の上限は、原則として、次のとおりとする。
 - ・ 上記5において競技定員が10人以下の種目：4名まで
 - ・ 上記5において競技定員が11人以上の種目：7名まで

(2) 申込期限

平成30年6月1日(金)

(3) 申込先

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構
静岡支部 高齢・障害者業務課
(静岡市駿河区登呂3丁目1番35号)

8 参加者の決定

参加資格を審査の上、競技種目別に、原則として、次の方法で参加者を決定する。

(1) 申込企業等の数と申込人数のいずれも競技定員を上回る場合

- ① 企業等の数が競技定員と同数になるよう事務局で調整する。
- ② 調整で選出された企業等に対して、上記7(1)③の順位に基づき、1企業等1名の参加者を決定する。

(2) 申込企業等の数は競技定員を下回るが、申込人数が競技定員を上回る場合

- ① 申込人数が多い企業等から順に競技定員に達するまで、一名ずつ割り当てることを繰り返し、競技定員を企業等ごとに配分する。
なお、調整に当たり申込人数が同数の企業等が2以上ある場合は、事務局で調整し優先順位を決定する。
- ② 上記7(1)③の順位に基づき、参加者を決定する。

(3) 申込人数が競技定員を下回る場合

申込みのとおり参加者を決定する。ただし、競技定員まで申込企業等に対して参加人数の調整を行う場合がある。

9 競技方法

(1) 競技課題は、競技の実施に差し支えない範囲で事前に公表する。

(2) 競技に必要な補助具、作業具等は、自己のものを使用することとし、競技用機械設備等の改良は原則として行わない。

(3) パソコン操作に使用する機器等は原則持ち込みとする。

(4) 競技成績の評価に当たっては、障害の程度は考慮しない。

10 表彰

競技成績に基づき、最優秀賞、優秀賞、優良賞を授与する。

11 参加料

無料（但し、会場までの交通費は自己負担とする。）

12 その他

(1) 日常動作に必要な補助具等は、自己のものを使用する。

(2) 手話通訳、要約筆記者は要望により主催者が配置する。